

	号外	定価 1部2円	越年交渉開始！差額支給の年度内実施・給与制度の総合的見直し阻止に向け、闘争体制の強化を！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

確定闘争⑫一越年課題

1.19地公共闘人事課長交渉

怒

給与改定
差額

年度内支給困難!?

交渉平行線・他の交渉課題打切り
年度内支給に向け再考を求める！

1月19日、県地方公務員共闘会議（議長：砂金良昭岩教組委員長）は、2015給与改定、給与制度の総合的見直し等の越年となった賃金確定に向け菊池人事課総括課長との交渉を行った。



差額支給の年度内実施を強く求める地公共闘交渉団

【交渉内容】2015年度給与改定について、菊池人事課長は「人勧は完全実施する。2月議会での条例提案に向けて準備中」とし、給与改定は「3月下旬の議決を想定」、差額支給は「短期間での事務処理は困難」とし、議決時期や事務的スケジュールを理由に「年度内支給は困難」との見解を示した。これに対し、交渉団は「職員の要望を踏みにじるもの」「秋の交渉で、支障の無いよう支給するとの発言を覆すのか」と追及し、早期議決と年度内の差額支給を強く求めた。これに対し菊池人事課長は「要望は承知している。だが年度内支給を約束したものではない」と抗弁。その後も「議会に対し制度として説明することが困難」、「年度末の膨大な業務が重なり対応できない」との当局都合の「言い訳」に終始した。



弁明に終始する菊池人事課長

交渉団からは、「出来ないことを前提としており、努力する姿勢が見えない」「私たちの要望を反故にするもの。納得できるものではない」と反発。今の当局姿勢ではこれ以上の交渉は困難と判断し、再考を強く求め交渉を打ち切った。

県地公共闘は、交渉ヤマ場となる1月26日人事課長交渉で県庁座り込み行動を配置し、多くの仲間の結集で前進となる回答を迫る。差額支給の年度内実施をはじめとした、要求実現に向け、多くの組合員の結集をお願いする。

年度内支給は困難・・・

当局の「言い訳」を検証！

言い訳1：2月議会の議決時期

当局は、給与条例の議決時期が3月下旬と見込まれることを理由に年度内支給が困難と釈明。

2月議会の開会は2月中旬、3月上旬（中日）に2月補正予算に係る議案が議決されることとなっており、給与改定だけを考えれば、議会日程上、早期議決の可能性は残されている。

2015年4月での公民較差に基づく給与改定であり、早期解消をすべきもの。しかし、国の動向に追随し、2月議会での提案となった。

当局は2月議会での早期議決を議会に要請する制度的な理由がないと釈明しているが、当局は復興業務をはじめ現場で踏ん張る職員の努力に報い、モチベーションを維持するためにも、議会に対し早期議決の必要性を訴え、使用者の責任として公民較差の早期解消を行うべきだ。

言い訳2：年度末の膨大な事務作業

当局は、年度末は人事異動作業などの作業に差額支給事務が重なった場合、事務量が極めて膨大となることや、昨年導入した給与電算システムの運用に慎重を期す必要があるとし、事務スケジュール的に年度内差額支給は困難と釈明している。

この理由も給与改定を2月議会まで引き延ばしたことで発生するものであり、当局は秋の交渉時点でこうした問題に対して事前に対処すべきであった。

当局は議決日程を踏まえ、支給に向けた事務作業を並行して進め、年度内の差額支給に向けた努力をするべきだ。また差額支給が遅くなるほど事務作業を担当する職員への負担が増大する恐れがあり、早いに越したことはない。

差額支給の影響は？

右表は、2015年度賃金改定に伴う差額支給額（行（一）表の場合）を試算したもの（各級は最も職員数が多い号を抜粋）。平均額は約7万円と試算されるが、月例給では若年層を中心に差額支給がされ、一時金では支給月数が0.20月のプラスとなるため極めて影響が大きい。

号給	月例給	一時金	合計
1級29号	21,600	43,630	65,230
2級29号	16,800	53,550	70,350
3級45号	9,600	64,420	74,020
4級93号	0	77,660	77,660
5級89号	0	80,640	80,640

本来、費用が必要な年末年始に行われるべき差額支給が、当局の都合で年度末に延ばされ、さらに今回の「言い訳」で更に年度を超す延期が目論まれることに怒りを禁じ得ない。影響額を共有し、年度内の差額支給が行われるよう、一人ひとりの「怒りの声」を当局にぶつけ、要求実現を求めているかなければならない。

この怒りを、私たちの声を、当局にぶつけよう
1.26「越年闘争勝利」地公共闘総決起集会・県庁座り込み行動
日時 2016年1月26日（火）14:00～・14:50～
場所 岩手県公会堂・県庁4～5階エレベーターホール